第

324

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 4月27日 木曜日

株式会社「アンミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## →事業専従者の慰安旅行費用

Q:私は飲食店を経営しています。今度、 従業員4人と事業専従者である妻と私の計6 人で慰安旅行に行くことを考えています。

この場合、事業専従者である妻の費用も必 要経費として認められるのでしょうか。

A:従業員同志の親睦を図り、勤労意欲を 向上させるためのレクリエーションに係る費 用は、福利厚生費として必要経費になります。

慰安旅行については、次の2つの要件を満たしている場合には、旅行先が国内、海外に関わらず、原則として社会通念上、常識的な金額であれば、福利厚生費として問題はないでしょう。

- ① 旅行に要する期間が4泊5日以内であること。
- ② 旅行に参加する従業員等の数が全従業員の50%以上であること。

但し、旅行の不参加者に対して金銭で支給 すれば、全ての従業員に対して支給額相当額 を給与として扱われます。

ご質問の場合ですが、事業専従者について は、原則的に使用人と同様に扱います。よっ て、使用人と同様に行われた慰安旅行費用は 専従者分も含めて必要経費として認められま す。

なお、事業主と事業専従者だけで旅行等を した場合は、通常の場合、家事的な費用とな ると考えられるので必要経費にはなりません。

